

相談支援事業所 相談に関する報告(平成27年6月～9月)

<所感>…全体的な所感(相談内容の傾向)、特に気になった点

<地域課題>…報告期間に感じた地域課題

【基幹相談支援センターしゃきょう】

<p><所感></p>	<p>障がい種別の相談割合としては、身体17.3% 知的28.2% 精神36.9% 障がい児17.3%となっている。精神障がいに関する相談の比率が多いことは変わらないが、他の3分野の障がいに関する相談の割合が増加している。</p> <p>【身体障がいに関する所感】 難病で入院している方の退院後の生活支援の調整の相談があった。調整するサービス内容が多く、1つの支援センターでは調整が困難であったが、他の支援センターと連携し役割を分担することで対応することができた。</p> <p>【知的障がいに関する所感】 強度行動障がい(家にある食材をすべて食べてしまう、何時間も大声で暴言を吐く、刃物や熱湯の入ったポットでも投げつける等、家族の生活に影響を及ぼす行動)のある当事者の在宅支援のケースが多かった。その中には祖父母の介護と並行しているケースもあり、家族負担の大きさから在宅支援の限界に近いケースも少なくない。家族と同居していることから居宅介護の支給量が十分に出ず、家族負担の軽減が進まないケースもあった。</p> <p>【精神障がいに関する所感】 家族関係の悪化に伴う生活相談が多かった。相談時にはすでに家族間の関係性が悪化しており、お互いに暴力や暴言などが繰り返され、病状が悪化していくという悪循環に陥っているケースも多い。家族間の関係性が悪化してしまう前に、早い段階から相談ができるよう、本人や家族に向けて更なる支援センターの周知が必要であると感じた。</p> <p>【障がい児に関する所感】 発達障がいのある子どもの母親からの相談が多く、小学校入学後に学校側から発達障がいの可能性を指摘され、どうしてよいかわからないという不安や、どの事業所でどんな支援を受けられるのか、などの相談が中心であった。</p>
<p><地域課題></p>	<p>【難病に関する相談窓口の周知】 難病の方の中で、障がい福祉サービスの利用が可能であることを知らなかった相談者が見られた。また、難病に関する相談窓口が知られておらずどこに相談できるかわからない人もいるため、障がいの相談窓口で難病の明記を徹底していくことが必要と思われる。</p> <p>【在宅の医療的ケアが可能な居宅介護サービス事業所の少なさ】 日中活動先のみでなく、在宅の介護においても医療的ケアの行える事業所は非常に少ない。通常の身体介助であっても、医療的ケアを要する利用者の場合、リスク面から対応を躊躇する事業所も少なくない。</p> <p>【強度行動障がいのある当事者の家族支援体制の少なさ】 強度行動障がいのある利用者の家族は、非常に大きな負担を強いられる。家族の負担軽減のためにヘルパーや長期間の短期入所の積極的利用も必要になるが、同居家族の支援の場合、家事援助などの支給決定が難しく、短期入所もある程度長期間の利用を想定すると受け入れ先は少ない。</p> <p>【精神障がいのある当事者及び家族への情報提供】 精神障がいのある当事者と家族との関係性に関する相談を受ける場合、その多くがすでに関係性が著しく悪化しているケースが多い。家族関係に関する相談を早い段階で受けられるよう、情報提供を広く行っていく必要性を感じる。また、いざという時に利用できる避難先についても女性の保護施設(シェルター)であると、精神疾患を持っていることで、利用が出来ないと言われるケースが多い。そういった方々が利用できる避難場所についても検討していかなければならないと感じた。</p> <p>【放課後等デイ・児童発達支援事業所に関する情報不足】 障がいのある子どもの通所事業所の数は増加傾向にあるが、一方で事業所ごとに支援の特徴があり、どこでどんな支援を受けられるかがわからず、手探り状態で探している保護者もいる。事業所の数が整い始めた今、サービス内容の情報をまとめ、利用者に必要な情報をわかりやすくして周知していく必要性を感じる。</p>